

保護者の皆様へ

田原市教育委員会

「ラーケーションの日」について（お知らせ）

日頃は、本市の教育活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

愛知県では、子供が保護者等とともに、校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日として、「ラーケーションの日」を創設・導入いたしました。

田原市では、令和6年度の「ラーケーションの日」につきまして、以下のように実施いたしますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施期間 令和6年4月15日（月）～令和7年3月24日（月）（この間で3日以内）
- 2 届け出の手順
  - ① 各家庭で「保護者用リーフレット」を読んで計画を立て、「ラーケーションカード」の↓ 確認のチェックや「どのようなラーケーションの日にするか、考えよう」の欄への記入をします。
  - ② 「ラーケーションの日」を取ろうとする前々月の20日から前月の5日までの間に、「ラーケーションカード」を学校に提出してください。  
※4月、5月分については、4月8日（月）までに学校に提出してください。これ以降も「ラーケーションの日」の届け出は可能ですが、「ラーケーションの日」のための給食停止は、この日までに申し出た分までです。）  
↓ ※ラーケーションカードは、提出を確実に確認するために、連絡帳に挟んだり、職員室等で直接、教員に渡したりするなどしてください。
  - ③ 学校は、ラーケーションカードを確認し、給食停止の手続きをします。  
↓ ※前月の5日までに申し出た分について給食停止をします。（4、5月分は上記の通り）  
（「ラーケーションの日」の届け出は、前月の5日以降も可能ですが、「ラーケーションの日」のための給食停止は、前月の5日までに申し出た分までです。）
  - ④ 「ラーケーションの日」当日は、校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとなります。
  - ⑤ 「ラーケーションの日」後に報告などの必要はありません。  
※「ラーケーションの日」は、1年間に3日まで取得することができます。1日ずつ3回取得、2日連続と1日取得、3日連続取得のいずれも可能です。2日以上連続して取得する場合、提出するラーケーションカードは1枚でも構いません。  
※「ラーケーションの日」の取得により学校で受けられない授業の内容は、学校で補習を行いませんので、家庭で学習するようにしてください。
- 3 その他
  - ・今回お知らせした実施方法につきましては、令和6年度のもので、令和6年度の実施状況を踏まえて、次年度は変更となる場合があります。

【問い合わせ先】

田原市教育委員会 学校教育課  
電話 23-3679